

館山

会議所だより

会議所は企業の要、地域の灯

2007 5

会員数1,002名

●昭和51年7月10日第3種郵便物認可●平成19年5月10日発行(毎月1回10日発行)第473号●発行所/館山商工会議所●編集発行責任者/専務理事 山本佳幸●〒294-0047 千葉県館山市八幡 821 ●TEL 0470-22-8330 FAX 0470-23-4011 ●印刷所/株式会社 集賢舎●定価 1部20円 (購読料は会費に含まれています)



4月29日に諏訪神社境内をメイン会場に開催された、第6回『しゃくやくまつり』

◆新しい『まちづくり』が
全国で本格始動！

◆中小企業新事業活動促進法のご案内

～経営革新計画の策定に取り組んでみませんか～

◆商業統計調査にご協力を！(卸売・小売業)

◆円安傾向のメリット・デメリット

～企業価値低下のリスク～

◆第6回『しゃくやくまつり』開催

無担保、無保証人、低利子で融資

～マル経融資制度～

マル経融資制度は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を館山商工会議所の推薦により「国民生活金融公庫」から借りられる国の制度です。

担保、保証人	不要
保証協会の保証	不要
貸付限度額	1,000万円(但し別枠450万円を含む)
返済期間	7年以内(*運転資金は5年以内)
利率	年2.2%(平成19年3月9日現在)
融資対象	小規模事業者：従業員20人以下 (商業、サービス業は5人以下)

※ご利用の際には各種要件がございますので下記までお問い合わせください。

問合せ 館山商工会議所 ☎22-8330

新しい『まちづくり』が全国で本格始動！

改正まちづくり3法に基づく新しいまちづくりの動きが全国で本格化している。2月8日に、青森市、富山市の中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」）が全国初の内閣総理大臣認定を受けた。大型店の社会的責任に関する業界自主ガイドラインは3つの全国団体が既に作成・公表し、自治体においても計画的な土地利用の推進や、大型店などが地域と共生していくための条例などを制定する動きが進む。各方面で、3法改正の成果が着実に表れつつある。

〈青森・富山両市を認定〉

全国初の認定となった基本計画は、改正中心市街地活性化法（以下「中活法」）第9条に基づき、富山市が昨年12月20日、青森市が同月22日に内閣府に申請していたものである。



富山市は①公共交通の利便性の向上、②にぎわい拠点の創出、③まちなか居住の推進を3本柱に位置付け、廃線となったJR富山港線を本格的ライトレール（路面電車）として再生する事業や、地元の

大和百貨店を核とした複合商業施設の再開発事業などを盛り込んでいます。

一方、青森市は、①まちの楽しみづくり、②交流まちづくり、③まちぐらし、④商業の活性化を目標に掲げ、青森駅周辺の整備事業や、郊外からまちなかへの住み替えを支援する事業などを盛り込んでいます。

2月15日に開催された自由民主党中心市街地再活性化調査会における中心市街地活性化本部事務局の説明では、これまでに金沢市、長野市、岐阜市、和歌山市、山口市など30を超える自治体が内閣府に事前相談に訪れているようだ。事前相談の際に、客観的な現状分析・課題の記述がないこと、旧計画の評価が不足していることなどが問題点として指摘されるケースが多い。なお、地方都市における準工業地域の立地制限の経過措置については、改正都市計

画法が全面施行となる本年11月30日までに認定される場合でも、それまでに特別用途地区などの活用による大規模集客施設の立地規制条例の施行が必要とされている。

今後、認定申請を目指す地域には、「認定をとる」だけのために基本計画を作成するのではなく、地域の実情に応じ、既存ストックを活用したオリジナリティーと一貫性のある計画づくりが期待される。

〈30を超える協議会の設置〉

市町村が基本計画の認定を申請する際には、中心市街地活性化協議会（以下「協議会」）の意見を聞かなければならない。また、具体的な事業の実施に当たっては、協議会がまちづくりの司令塔としてコーディネーターの役割を果たすことが期待されている。

昨年8月22日の岐阜市を皮

切りに、これまでに34地域（商工会議所管内32、商工会管内2、3月8日現在）で設置され、このほかにも多くの地域で設立準備が進められている。これまでに設置された協議会は商工会議所が中核的な役割を担っており、地域事情に応じて大型店や地権者、教員、大学、警察、市民、交通事業者、金融機関、医師会などをメンバーに加えている。また、下部組織として幹事会や委員会、ワーキンググループなどを設け、機動的・専門的な運営を目指す協議会もある。

〈業界ガイドラインを作成〉

大型店の社会的責任、地域貢献の問題については、まちづくり3法改正の一環として、中活法第6条に創設した「事業者の責務」規定を受けて、退店時の対応などについて業界が自主的に社会的責任を果たすよう、経済産業省が関連団体に対し、業界ガイドラインの作成などを強力に指導することになった。これを受けて昨年6月に、日本チェーンストア協会が、業界団体初となるガイドラインを作成・公表した。続いて同年12月に日本百貨店協会、本年1月に社団法人日本ショッピング

物流コストを見直しませんか!?

房総の物流プランナー&パートナー

- ・路線、地域内宅配
- ・引越、貸切、積合わせ
- ・コース配送、他



安房運輸株式会社

電話:本社 0470-22-0165
館山 0470-27-6151

<http://www.tokyo-bay.ne.jp/~awa-exp/>

本・教科書・文具・ファンシー



MIYAZAWA

TEL 0470-23-7771

●営業時間 9:00AM~8:00PM

(年中無休)

このほか、福井県、新潟県でも、立地規制(ゾーニング)、広域調整、地域貢献がセットになったガイドライン制定の作業が進むなど、大型店などが地域と共生していくための仕組みづくりが広がっている。

〈郊外出店規制の動きも活発化〉

3法改正の趣旨を踏まえ、郊外出店を不許可とする国や自治体の事例が増えている。例えば農林水産省は、まちづくり3法改正の国会審議を通じて、将来にわたって優良農地の確保に努めることを明言してきたが、福島県河沼郡湯川村の農業振興地域内農用地区域に計画されていた大規模商業施設(敷地面積約12万㎡、売場面積約3万7000㎡)の出店が必要となる農地転用について、19年2月に不許可とすることを同村に通知。出店計画が福島県商業まちづくり条例の趣旨に沿わず、転用を認めても今後規模などの変更が考えられ、混乱が生じかねないと判断したからだ。

地方自治体でも、長野市、静岡市、佐世保市(長崎県)、宇佐市(大分県)などが、建設予定地が優良農地であることから農振除外を認めず、出

店を拒否している。

農林水産省は、まちづくり3法改正の国会審議を通じ、農地法、農振法と都市計画法の関係について、以下の3点を明らかにしている。

①優良農地については、農地転用を原則として認めない。

②代替性などの許可基準の一律厳格な適用を図り、ガイドラインなどにより周知する。

③都市計画法などの許認可の見込みのないものは、農地転用を許可しない。

また、工場跡地の場合でも、仙台市(宮城県)が、宮城野区東仙台の工業地域に出店が計画されていた東北最大級の大型ショッピングセンターについて、周辺の土地利用と調和しないことを理由に、用途変更を認めないと事業者へ回答。松山市(愛媛県)でも、中心市街地活性化基本計画の策定に着手するため、市内の準工業地域に出店が計画されていた大型商業施設の立地を規制する方針を事業者に伝えた。

さらに、市街化調整区域に関する、熊本市が18年5月に、市街化調整区域内の農業振興地域に出店が計

画されていた九州最大級の大型ショッピングセンターについて、市のマスタープランとの整合性がとれないとして、事前審査の段階で開発を不許可にした。この決定を受けて開発業者は、店舗面積を約3割削減した修正案を再度提出したが、同市は同年9月、改めて不許可とした。

このほか、帯広市(北海道)、前橋市(群馬県)、日田市(大分県)などでも、農地転用を伴う郊外出店計画が取り下げられたとの報道があり、まちづくり3法改正の効果が着実に現れてきている。

1	立地規制(ゾーニング)、広域調整、地域貢献がセットになったガイドライン	①福井県*、②新潟県*
2	立地規制、地域貢献がセットになった条例・ガイドラインなど	①北海道、②福島県、③京都府*、④福岡県*
3	立地規制に関する条例・ガイドラインなど	①茨城県、②埼玉県、③兵庫県
4	広域調整に関するガイドラインなど	①山形県、②長崎県*、③九州地方知事会*
5	地域貢献に関する条例・ガイドラインなど	①千葉県*、②山口県、③熊本県*、④大分県、⑤上尾市(埼玉県)、⑥所沢市(〃)、⑦高槻市(大阪府)
6	中心市街地活性化のための研究会の設置・提言づくり	①岩手県*、②富山県、③香川県*

新会員を募集しています

皆様のお知り合いをご紹介ください

商工会議所とは、法律(商工会議所法)に基づいて設立された、わが国唯一の地域総合経済団体です。

事業規模や業種を問わず、全ての商工業者を基盤とし、地域経済の振興ならびに地域社会の振興を図ることを目的として大きな役割を果たしています。

商工会議所は、現在全国各地に500余、県内には20の会議所があり、会員をその事業活動の推進母体としていますが、法律により「地域内すべての商工業者のバランスの取れた発展を図る」という使命も課せられています。そのため、極めて公共性の高い団体として営利や特定者の利益を目的とせず、地域商工業者の振興のため、直接・間接に皆様のメリットにつながるような事業に取り組んでいます。

行政への建議・要望・意見活動

- ◆情報収集・提供
 - ◆会員交流
 - ◆人材育成
 - ◆労働・求人支援◆経営相談
 - ◆会員の福利厚生
- 館山商工会議所では事業活

動を一層強化するために、商工業者はもとより、広く商工業者以外の方も商工会議所事業の運営にご参加頂けるよう、会員資格を大幅に拡大致しました。会員の皆様のお知り合いを是非ご紹介下さい。

会員資格は以下のとおりです。(館山市内で事業活動を行う団体) ①協同組合②信用金庫③労働金庫④公社⑤経済関係団体⑥医療法人⑦社会福祉法人⑧弁護士法人⑨監査法人⑩税理士法人⑪特許業務法人⑫産学連携商工会議所事業等に係る学校法人⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人⑭地域経済の振興等に資する中間法人⑮まちづくり・教育・文化・医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人⑯観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人(館山市内で自己の名をもって事業活動を行う個人) ①医師②歯科医師③助産師④弁護士⑤公認会計士⑥司法書士⑦税理士⑧行政書士⑨弁理士

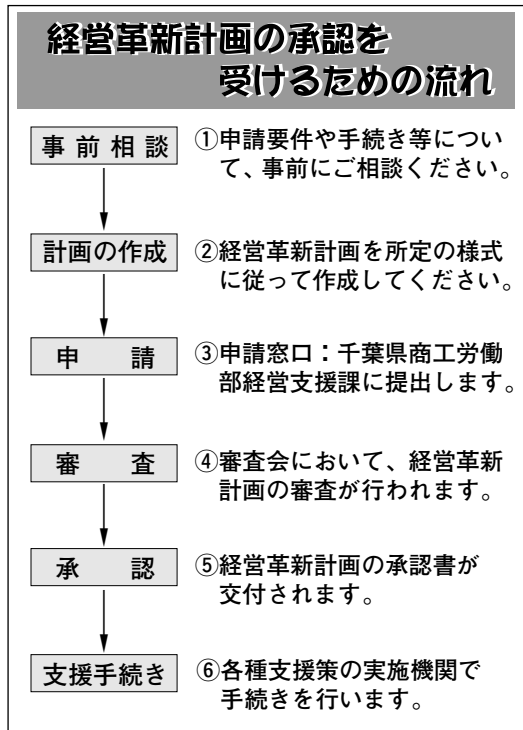
※入会については、館山商工会議所(☎22-8330)までお問い合わせ下さい。

〈中小企業新事業活動促進法のご案内〉
〜経営革新計画の策定に取り組んでみませんか〜

中小企業新事業活動促進法は、中小企業の方々が行う経営革新に対する取組みを支援することを目的として、低利融資や債務保証の拡充など幅広い支援措置を講じようとするものです。

本法に基づく支援措置を受けるためには、中小企業の皆様が「経営革新計画」を作成し、知事の承認を受ける必要があります。

また、経営革新計画の承認を受けるためには、計画内容に「新たな事業活動」と「経営目標」が含まれていることが必要です。



1. 経営革新計画の内容
「新たな事業活動」とは、事業者にとって新たな事業活動であったり、経営の向上に大きく資するもので、次の類型事業を含むものです。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動

また、「新たな事業活動」は個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている

る技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象とします。

ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外とします。

2. 経営革新計画の数値目標
経営革新計画の期間は、3年から5年です。数値目標は、この計画期間中に付加価値額又は1人当たり付加価値額の伸び率が「計画年数」×「3%」以上、かつ、経常利益率の伸び率が「計画年数」×「1%」以上を設定する必要があります。

- ①付加価値額Ⅱ営業利益＋人件費＋減価償却費
- ②1人当たりの付加価値額Ⅱ付加価値額÷従業員数
- ③経常利益Ⅱ営業利益－営業外費用

当所では、経営革新計画の計画書作成や、計画承認に向けてのポイントなどについて相談を行っております。お気軽にご相談下さい。

※お問い合わせ 館山商工会議所 (☎22-8330)

商業統計調査にご協力を！

5月中旬から (卸売・小売業) 調査員が伺います！

平成19年6月1日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、全国の卸売・小売業を営む事業所を対象とし、商業の実態を明らかにすることを目的としています。調査の結果は、国や都道府県、市町村における商業の振興、中心市街地活性化などの施策を進めるうえでの重要な基礎資料として、多方面で利用されるだけでなく、個々の事業所が経営指針を作る際にも役立っています。

調査にあたっては、都道府県知事から任命された商業統計調査員が事業所を直接訪問し、調査票を配布して必要な事項を記入していただき、収集するという方法等で行います。

提出された調査票は、統計法により厳重に秘密が守られ、統計作成の目的以外には一切使用いたしませんので、正確な報告にご協力ください。

※問い合わせ 館山市役所総務課行政管理グループ (☎22-3168)

会議所窓口相談



商工相談日
金融相談日

毎週
水曜日
(午前中)

毎月第3金曜日
・中小企業金融公庫(13時~15時)
・国民生活金融公庫(10時~12時)

法律・税務・商工相談

- 法律 千葉県産業振興センター
- 税務 齊藤晃夫先生
宮崎健一先生
仲村 榮先生



ご相談のときは事前にご連絡下さい。

円安傾向のメリット・デメリット ～企業価値低下のリスク～

最近、円安傾向が続いている。円・ドルの為替レートをみると、「少し円安気味かな」という程度にしか感じないが、ユーロやアジア通貨に対して円は、かなり弱い展開になっている。わが国の貿易シェアに応じて、各国の通貨別に加重平均した為替レート(実効為替レート)を見ると、現在はプラザ合意のあった1980年代半ばの水準にまで下落している。

こうした円安傾向は、わが国経済にとつては大きなメリットだ。わが国経済全体を見ると、輸出が輸入よりも多いため、輸出業者にとつては有利になるからである。今回の景気回復過程では、この円安メリットが輸出産業を中心とした企業の業績を押し上げているのであり、それが景気の下支え役を果たしている。政府の経済運営にも、この円安傾向を生かして、景気回復のプロセスをできるだけ長期化する意図が見え隠れする。また、金利水準が低いわが国の個人投資家にとつても、円安傾向はメリットがある。相対的に金利の高い米ドルやオーストラリアドル建ての金融資

産に投資を行うと、高い利回りを受け取ることができることに加えて、為替差益を手にすることができるとも考えられる。一方でデメリットもある。

まず、円安は輸入業者にとつては大きなマイナス要因となる。円安になると、輸入するものの値段が上がるからだ。それは、輸入業者にとつては卸値が上昇することを意味する。その値上がり分を販売価格に転嫁できる業者はいいのだが、それができない業者は収益面で打撃を受けることになる。特に為替の動向に加えて、天然資源や穀物などの価格も上昇傾向をたどっているため、それらを原材料としている産業分野ではコストアップ要因が重なり、経営状況を圧迫することにもなると考えられる。

実は、もう一つ無視できないデメリットがある。それは、円安傾向が進展すると、海外から見ただけでわが国企業の価値、つまり企業価値が下落することになるのだ。海外の企業経営者や投資家が企業買収案件を考える、彼らは自国通貨ベースで収支計算をする。円が安くなり、彼らの自国通貨が

高くなるということは、彼らの目で見た日本企業の価値が安くなるということだ。価値が低下すれば、それだけ安い価格で日本企業を買うことが可能になる。つまり、企業買収を行いやすいことになる。しかも、わが国の株価水準は現在、バブル絶頂期の半分以下の水準で止まっている。すでに株価水準が史上最高値を更新している米国など欧米の企業から見れば、魅力的なレベルにあるといえるだろう。

これに円安傾向が重なっている。ある米国のM&A専門家は、「日本を取り巻く、為替・株価などの環境を見ると、日本企業はバーゲンセールのような状況かもしれない」と指摘していた。こうしたリスク、つまりデメリットも忘れてはならないだろう。

一部企業の間では、すでにそうしたリスクに備えて、企業や取引銀行との株式持ち合いを復活させる動きが出ている。経営体力を回復させた大手金融機関が、株式持ち合いに前向きな姿勢を示しているとの声も耳にする。しかし、安易な株式持ち合いの復活は、経営効率を低下させるとも考えられる。円安メリットに目を奪われることなく、円安のリスクを頭に入れておくべきであろう。

市内共通商品券の取扱店に加盟しませんか

館山市商業協同組合(代表理事 廣井武雄)では、市内共通商品券を発行している。現在、商業協同組合では、より一層の地域経済の活性化や顧客の利便性向上・地域外への流出防止を目指し、共通商品券取扱加盟店を募集している。

この共通商品券の特徴は、

- ①販売手数料 加盟店が共通商品券を購入するときは、組合より加盟店に2%の販売手数料を支払う。
- ②交換手数料 加盟店が使用済み商品券を換金するときは、組合に5%の交換手数料を支払う。
- ③半券サービス 再流通を防止するため、半券切り取り方式を採用。消費者は、半券5万円分で、500円の商品券と交換することができる。以上のようになっており、加盟店や消費者はもちろんだ、地域にとつても有益なシステムとなっている。

さらに商業協同組合では、消費者が共通商品券を利用した場合の特典やサービスなどを加盟店から募集している。



特典・サービス

三条屋では商品券ご利用のお客様に、刃物の砥ぎサービスを行う。

具体的には、通常1本500円の砥ぎについて、共通商品券1,000円の場合3本お砥ぎするというものだ。なお、あらたに4店舗が加盟し、利用できるようになったので、ご紹介いたします。是非ご利用ください。

新規加盟店

- ◇(南)秋山陶苑 陶磁器販売
- ◇スコッチバンク 飲食業
- ◇お食事処緑川 飲食業
- ◇釜めし浜しん 飲食業

※商業協同組合への加盟や特典・サービスに関するお問い合わせは、館山市商業協同組合事務局(☎22-8330)まで

青年部の窓

〈4月総会を開催〉

去る4月26日(木) 館山商工会議所2F大ホールにて、館山商工会議所青年部4月定期総会が開催されました。

総会には高橋会頭をはじめ金丸市長、秋山県議会議員など多くのご来賓の参加を頂きました。

提出されてきました議案は全て可決され、秋山号は大海原へ航海を始めました。秋山会長は「我々青年部が、地元館山市活性化の為に協力し、魅力的な街作りを推進するために、今計画している50周年事業を成功させよう」と力強く挨拶しました。

また高橋会頭より「青年部の行った海まちフェスタやC&B活動、フラメンコ事業などの協賛事業に積極的に参



加して頂き有難うございました。商工会議所を心の拠所にしてもらいたい」と温かい挨拶を頂きました。

少子高齢化や、大型店の進出など現在の館山には様々な課題があります。現在進めています青年部50周年事業は、団塊世代を見込んだ「田舎暮らし・ユーターン計画」であります。この事業を青年部員一丸となつて成功させましよう。

皆様一年間よろしくお願ひ致します。

※なお、総会の終了後に3月25日に能登半島で発生した「能登半島地震」義援金を募つたところ、皆様から合計31,000円の募金をいただきました。ありがとうございました。

総務親睦委員会

委員長 三浦 祥範

接客応対実践セミナーを開催
〜受講者を募集〜

当所では、毎年開催し受講者から大変好評な、「接客応対実践セミナー」を本年も6月7日(木)に開催する。

今回は、能力開発や各種セミナーなどで多数の実績を有する、(株)ヒューマン・リスベクト代表取締役で中小企業診断士の塚原美樹氏を講師にお招きする。

セミナーの内容は、
○「二期一会」のサービス
○身だしなみで「第一印象」が決まります
○「あいさつ」で決まるあなたの好感度

○接客マナーの実践(顧客満足への実践例)
となつており、日頃の業務においてもすぐに役立つ内容になつています。

受講希望者は、別紙の申込書に必要事項を記入し、当所までFAX(23-4011)してください。

【日時】

平成19年6月7日(木)
午後1時30分〜午後4時30分

【会場】

館山商工会議所 会議室

【受講料】

1名につき会員1,000円・非会員3,000円(当日集金)

【申込方法】

別紙の申込書により5月28日(月)までにFAX(23-4011)にて申込

【主催】

館山商工会議所・中小企業相談所 館山市商店会連合会
なお、定員になり次第締切らせていただきます。

「会議所だより」に
広告を掲載しませんか!

本誌(「会議所だより」)では、会員企業のビジネスチャンス拡大や、商品・製品・サービスのご紹介などにご利用いただけるよう、「広告スペース」を設けました。掲載範囲は、1コマ縦4.5cm×横8.7cmで、掲載料は10,500円/月となっております。

また、本誌は毎月10日発行、部数約1,400部となつており、会員事業所をはじめ、官公庁等の関係団体に配布されています。
どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。(☎22-8330)
※会議所行事の都合等で発行日が変更になる場合があります。

ふるさとの味覚を自由に
詰め合わせて

館山商工会館 物産展示場

充実した設備と細かい
サービス〜大型印刷機
ラインナップ

株式会社 集賛舎

館山本社
館山市山本226 〒294-0014
電話0470-22-2277 FAX0470-23-2278

千葉支社
千葉市中央区生実町2498-8 〒260-0813
電話043-300-8661 FAX043-300-8665

鴨川営業所
鴨川市橋本1067-3 第1号ビル3階 〒296-0001
電話04-7093-2377 FAX04-7099-1024

東京支社
東京都中央区京橋3-4-2 フォーチュンビル5階
〒104-0031
電話03-3516-3440 FAX03-3516-3449

- チラシ・パンフレット印刷
- オンデマンド印刷
データ入稿〜印刷〜製本
- NEWショッピング(集合広告)
毎月第3日曜日発行(新聞折込)
- ぜひご覧ください!

第6回『しゃくやくまつり』開催

〜中心市街地が終日賑わう〜

今年で第6回を迎えた『しゃくやくまつり』(主催・六軒町諏訪神社奉賛会)が4月29日(日)に諏訪神社境内をメイン会場に開催された。

六軒町自慢の山車が飾り付けられ、祭り囃子でオープニングが行われ、高橋会頭・金丸市長をはじめ多数の来賓が列席した開会式が終わると境内は一気に祭りムードとなった。人形浄瑠璃、民謡、よさこいソーラン、津軽三味線、琴、カラオケ大会など盛りだくさんのイベントが開催され、富くじ抽選会、新井・六軒町の祭り囃子競演でフィナーレとなった。



特に、先着200名に配られたしゃくやく切花と、豪華賞品が当たる富くじは大人気で長蛇の列となった。境内で同時開催された露天市、陶芸展示等も人気があり、大勢の出入で賑わった。

また、地域の活性化に一役買おうと、六軒町本通り商業会(会長 金岡春幸)や駅周辺商店街・館山銀座A街区なども協賛し、六軒町本通り商業会では「香り豊かな商店街」を目指し「花いっぱいキャンペーン」に取り組み、商業会メンバーの各店で、店頭・店内に花を飾りお客様をもてなし、さらに「切花プレゼント」として、来店客に合計500

本のしゃくやくがプレゼントされた。

駅周辺商店街・館山銀座A街区においても、昭和通りでのミニ新幹線の体験乗車、しゃくやく切花2000本プレゼントを実施し、さらに石原軍団のハッピーや美空ひばりパネル展など、各店自慢の秘蔵の品を展示した「一店舗一宝展」を開催した。

館山駅東口の特設会場では「さとみ朝市」も開催され、諏訪神社を中心に駅周辺は、これらのイベントに訪れた人々が終日賑わい、関係者も「かつての賑わいが戻ったようだ」と目を細めた。

『銀座商店街手づくり甲冑隊』が『佐倉・時代まつり』に出陣!
〜ちばDCが閉幕〜

全国に千葉の観光をPRする「ちばステイネーション」キャンペーン(DC)が4月30日に閉幕した。

この、ちばDCに合わせて開催日を繰り上げた「第9回佐倉・時代まつり」に、手づくり甲冑を活用した地域活性化に取り組んでいる銀座商店街振興組合(理事長 加藤喜久夫)の『銀座商店街手づくり甲冑隊』が参加した。



この祭りは、城下町・佐倉を再現するもので、戦国武将や侍女姿などに扮した人々が旧城下町一帯を練り歩く「時代行列」が最大の見ものとなっており、手づくりとは思えないきらびやかな甲冑を身に纏った『銀座商店街手づくり甲冑隊』は、沿道の観客を魅了した。

天保年間創業・通産大臣賞受賞・
全国伝統的工芸品
千葉県指定伝統的工芸品(小糸の煙火)

(有)福山花火工場

代表取締役 福山 一郎

千葉県君津市外眞輪 4丁目10番20号
☎0439 (55) 7033

ご利用下さい!! 館山商工会議所の共済制度

- ◆小規模企業共済
- ◆休業補償プラン
- ◆終身保障プラン
- ◆火災共済
- ◆個人情報漏えい賠償責任保険
- ◆終身医療保障プラン
- ◆自動車共済
- ◆なのはな共済
- ◆通増定期特約付終身保険
- ◆自動車事故見舞金共済
- ◆特定退職金共済
- ◆98歳満了定期保険
- ◆中小企業PL(製造物責任)保険
- ◆大型保障プラン

※詳しい内容のお問い合わせや、資料請求は館山商工会議所 (TEL22-8330まで)